

# 日火連短信

平成25年2月22日 第44号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
〒106-0041 専務理事 金子 孝文  
東京都港区麻布台 2-3-22 (一乗寺ビル3F)  
電話 03-5549-9041 FAX03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
e-mail kaneko@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

## ◎ 猟銃等による人身事故の防止に関する注意喚起について

警察庁より、「猟銃等による人身事故の防止に関する注意喚起について」当会会長あてに以下のとおり、猟銃等所持者に対する事故防止の注意喚起を依頼されました。会員の皆様、事故防止に関する啓発活動にご協力頂けますようお願いいたします。  
※組合長(会長)殿 各構成員にも周知頂けますようお願いいたします。

警察庁丁保発第 18 号  
平成 25 年 2 月 13 日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 見上 攻 殿

警察庁生活安全局保安課長

### 猟銃等による人身事故の防止に関する注意喚起について

御案内のとおり、昨年 11 月、登山中の女性が約 20 メートルの距離から発射された猟銃の流れ弾により被弾して重傷を負う事故が発生し、今年に入ってから、山林内で作業中の男性が狩猟中のハンターに獲物と誤認されて約 20 メートルないし約 8 メートルの距離から狙撃され、重傷を負う事故が発生するなど、狩猟中の人身事故が多発しています。特に、最近は、狩猟とは無関係の方を巻き込む事故が相次いでおり、国民一般の生命及び身体の安全を確保する上で極めて憂慮される状況にあります。

これらの事故は、いずれも誤射又は矢先の安全不確認に起因するものであり、狩猟を行う者が銃の持つ危険性を真に理解して、「銃を発射する前に周囲の安全を確認する」、「常に「獲物でなく人かもしれないという」最悪の事態を想定して慎重に確認する」等の基本的な事項を遵守していれば防ぐことができたものと考えられます。

警察においては、引き続き各種講習会等を通じて猟銃所持者の意識の向上を図ってまいります。貴会におかれても、この種事案の再発を防止するため、会員から顧客等に対し、猟銃等又は実包等の販売の機会等に別添の資料を配布するなどした上、猟銃等による人身事故の防止に関する注意喚起をしていただくよう格別の御配慮をお願いします。

なお、別添の資料については事故の日付や場所を併せて教示すると被害者が特定されるおそれがありますので、会員に転達する際には、これらを伏せた上で送付して頂くようお願いいたします。

別添は添付ファイルを参照ください。